

手当と制度

児童手当

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係

☎ 82-3194 (直通)

中学3年生までの児童を養育している方に支給します。

■支給対象者

15歳到達後最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育されている方。
所得が所得制限以上の方は、特例給付を支給します。

■支給額

・児童手当

区 分	支給額
3歳未満の子ども（一律）	月額 15,000円
3歳以上で小学校修了前の子ども 第1子・第2子	月額 10,000円
第3子以降	月額 15,000円
中学生の子ども（一律）	月額 10,000円

・特例給付 一律 月額 5,000円

■支払月

6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）に支給します。

子ども医療費助成制度

◎お問い合わせ

保険医療課保険医療係

☎ 82-3197 (直通)

中学3年生までのお子さんの医療費（保険適用分）の自己負担額を助成します。

■助成対象者

中学校入学前のお子さんと、市・道民税非課税世帯の中学生。

※父母及び扶養義務者の所得制限があります。前年の所得が限度額を超えている場合は、受給者証は交付されません。

■助成内容

未就学のお子さん及び市・道民税非課税世帯の小中学生は入院・通院、市・道民税課税世帯の小中学生のお子さんは入院のみが助成対象となります。市・道民税課税世帯の中学生は助成対象外です。

満3歳の誕生日末日までのお子さん及び市・道民税非課税世帯のお子さんは、初診時一部負担金のみ自己負担となり、3歳以上で市・道民税課税世帯のお子さんは自己負担額が1割負担になります。

特別児童扶養手当

◎お問い合わせ
社会福祉課障がい者福祉係 ☎ 82-3193 (直通)

身体・知的・精神に重度・中度の障がいがあるお子さんを養育している方（受給者）に支給します。なお、所得制限によって、手当の支給が停止する場合があります。

■支給対象者

中度、重度の障がいのあるお子さんを養育している保護者

※お子さんの障がいの程度が手当に該当するかどうかは、事前にかかりつけ医などにご相談いただくとスムーズです。

■支給額

区分	支給額
1級（重度）	月額52,500円
2級（中度）	月額34,970円

■支払月

4月（前年12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）に支給します。

障害児福祉手当

◎お問い合わせ
社会福祉課障がい者福祉係 ☎ 82-3193 (直通)

身体または知的に重度の障がいのある20歳未満の方で、日常生活に常時介護を要する在宅の方に支給します。ただし、所得制限があります。

■支給対象者

身体または知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満のお子さん

※お子さんの障がいの程度が手当に該当するかどうかは、事前にかかりつけ医などにご相談いただくとスムーズです。

■支給額

月額14,880円

■支払月

5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）、2月（11～1月分）に支給します。

重度心身障がい児福祉手当

◎お問い合わせ
社会福祉課障がい者福祉係 ☎ 82-3193 (直通)

市内に居住する、身体または知的に重度の障がいがある20歳未満の児童の保護者に対して支給します。

■支給対象者

次のいずれかに該当する20歳未満のお子さんの保護者

- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・児童相談所などで判定された知能指数が50以下

■支給額

年額12,000円

■支払月

4月（年1回）に支給します。

自立支援医療（育成医療）

◎お問い合わせ

社会福祉課障がい者福祉係

☎ 82-3193（直通）

身体に障がいのあるお子さんが、指定の医療機関で障がいを軽くするための手術などをする場合に、医療費の自己負担の一部を助成する制度です。※事前申請が必要となります。

■対象者

身体に障がいや病気がある18歳未満のお子さんで、この障がいや病気の治療を行わなければ、将来的に障がいが残る可能性のある方で、手術などでその改善が見込まれる方。

■対象の障がい

□蓋裂、先天性股関節脱臼、脊柱側弯症、心疾患、停留精巣等

■自己負担額

自立支援医療（育成医療）に該当する治療で医療機関などに支払う医療費のうち、1割が自己負担額です。治療内容や世帯の所得（課税）の状況で、さらに自己負担額が軽減される場合があります。

伊達市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等給付事業

◎お問い合わせ

社会福祉課障がい者福祉係

☎ 82-3193（直通）

身体障害手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のお子さんの保護者に対し補聴器の購入、または、修理にかかる費用の一部を助成します。※事前申請が必要となります。

■対象者

次の要件をすべて満たす18歳未満のお子さん

1. 伊達市に住民票があること
2. 両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障がいの身体障害者手帳の交付対象外であること
3. 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないと医師が判断したお子さん
4. 補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断したお子さん
5. 労災保険法などその他の法令により、本事業に相当する給付を受けられないこと
6. 住民票上の世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいないこと

■助成内容

1. 購入の場合

補装具費支給制度における「高度難聴用耳かけ型補聴器」の購入基準を用いて算定した費用の額と実際の購入にかかる費用のいずれか低い額の3分の2を助成します。

※購入の場合は助成対象となる補聴器の数は原則1個（方耳分）ですが、医師意見書により両耳装用が必要と認められた場合は2個（両耳分）まで助成対象とします。

2. 修理の場合

補装具費支給制度における「耳かけ型補聴器」の修理基準を用いて算定した費用の額と実際の修理にかかる費用のいずれか低い額の3分の2を助成します。

■自己負担額

助成額と実際の購入または修理にかかる費用との差額は自己負担額となります。

不妊治療費助成事業

◎お問い合わせ

子育て支援課保育係 ☎ 82-3194 (直通)

不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

●一般不妊治療費助成事業

■助成対象者

次の要件すべてにあてはまる方

- ・一般不妊治療を受けている夫婦である方
- ・夫婦のどちらかの住所が伊達市にある方
- ・医療保険に加入している方
- ・夫婦ともに市税（国民健康保険税を含む）の滞納がない方
- ・他の市町村で同じ治療に対し、助成を受けていないか受ける見込みがない方

■対象の治療

- ・医療保険適用の不妊検査及び治療
- ・医療保険適用外の人工授精

■助成内容

通算3回（3年度）まで助成（35,000円限度）

●特定不妊治療費助成事業

■助成対象者

次の要件すべてにあてはまる方

- ・「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成の決定を受けた方
- ・夫婦のどちらかの住所が伊達市にある方
- ・夫婦ともに市税（国民健康保険税を含む）の滞納がない方
- ・他の市町村で同じ治療に対し、助成を受けていないか受ける見込みがない方

■対象の治療

- ・体外受精及び顕微授精の特定不妊治療
- ・男性不妊治療

■助成内容

- ・特定不妊治療 1回（50,000円限度）
- ・男性不妊治療 1回（50,000円限度）

※治療にかかった費用から、北海道特定不妊治療費助成金を差し引いた金額を助成。

入院助産制度

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係 ☎ 82-3194 (直通)

経済的な理由などで入院・助産を受けられない妊産婦を対象に、指定医療機関（助産施設）での入院・出産に必要な費用を助成します。

■助成対象者

生活保護受給者か、出産日の年度が市・道民税非課税の世帯（ただし、4～6月に出産する場合は前年度分）

■申し込み

出産予定日の3ヶ月前までに、担当窓口で申請して下さい。

※妊娠が分かり、申請を検討された段階でご相談下さい。

■利用料金

生活保護世帯・・・・・・・・・・ 自己負担なし

市・道民税非課税世帯・・・・・・ 本人負担額2,200円 + 加算額（出産一時金×20%）

出産祝い金支給事業

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係 ☎ 82-3194 (直通)

次代を担うお子さんの誕生を祝福するとともに健やかな成長を願い、お祝い金を支給します。

■支給対象者

出生したお子さんを伊達市民として住民登録をした保護者

■支給額

出生児1名につき、100,000円

どさんこ・子育て特典カード

◎お問い合わせ

子育て支援課児童家庭係 ☎ 82-3194 (直通)

妊娠中の方や小学生以下のお子さんがある方が、買い物や施設などを利用する時に特典カードを提示すると、協賛店舗からさまざまなサービスが受けられます。

北海道内の企業・団体と協力して、社会全体で子育て家庭を応援する北海道の取り組みであり、道内だけでなく、全国の協賛店舗でサービスを受けられます。

■対象になる家庭

妊娠中の方がいるご家庭

小学生以下のお子さんがあるご家庭

■配付場所

子育て支援課児童家庭係（市役所1階⑥番窓口）

大滝総合支所



■利用方法

妊娠中の方やお子さんと一緒に協賛店舗に行き、買い物の会計や食事の前に特典カードを提示すると、店舗ごとのサービスが受けられます。

※カードを受け取ったら、裏面に保護者（妊娠中の方）の氏名、お子さんの氏名・生年月日を記入してご利用ください。

※カード裏面に有効期限が「平成32年3月末」と記載されているものもありますが、有効期限に関係なくご利用いただけます。

■伊達市内の協賛店舗

店舗名	特典サービス内容
ツルハ伊達店	医薬品、健康食品、ベビー用品をお買い上げ額（消費税込み）から5%割引 ※一部対象外の商品があります。他の割引クーポンとの併用不可
ツルハ伊達末永店	
ツルハ舟岡店	
サツドラ伊達インター店	会計前にカード提示で、医薬品、健康食品、ベビー用品を5%割引 ※一部対象外の商品があります
ビッグエコー伊達末永店	室料10%割引 ※会員料金との併用不可 ※飲み放題・ドリンクバー付きコース、パック、フリータイムは、 利用代金総額から5%割引
マクドナルド37号伊達店	ハッピーセットのチーズバーガーセット（チーズバーガー・ポテトS・ドリンクS・おもちゃ）を特別価格で提供 ※朝食時間帯（10:30まで）は、ハッピーセットとチキンマックナゲットセットを特別価格で提供
東京靴流通センター伊達店	小学生以下の子供靴（1足1,000円+税以上の定価商品）を10%割引

※道内の協賛店舗・施設・特典サービスは、北海道ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/dosanko.html>